

アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）から生鮮牛肉を輸入
することについて
(概要)

2024 年 9 月 26 日
消費・安全局 動物衛生課

I. これまでの経緯

1. 国際獣疫事務局（WOAH）は、2008 年から 2014 年にかけて段階的にアルゼンチンの南部地域を口蹄疫ワクチン非接種清浄地域、アルゼンチンの北部地域を口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認定した。
2. 我が国は、アルゼンチン当局からの要請を受け、南部地域¹からの生鮮牛肉及び羊肉の輸入を 2018 年に解禁した。
3. 今般、アルゼンチン当局より、WOAH によって口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認定された北部地域からの脱骨した生鮮牛肉の輸入解禁の要請があった。
4. このため、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準手続」（平成 20 年 3 月 31 日付農林水産省大臣訓令）に従い、当該要請に関する検討を適切に進める。

II. 要請事項

1. 本要請は、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続の運用指針」（平成 22 年 4 月 15 日付け農林水産省消費・安全局）第 4 条第 1 項に規定する「プロトコール 1²」に該当する。このため、同条第 2 項に基づき、家畜衛生部会に諮問をしたい。
2. 我が国に、輸入される牛肉は、牛疫及び口蹄疫の発生を予防する観点から、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 36 条第 1 項に基づき
 - ① 農林水産省令で定める輸入禁止地域以外の地域から発送されたもの、又は
 - ② 輸入禁止地域を経由したもので農林水産大臣の指定するもの³

¹ アルゼンチン（サンタクルス州、チュブート州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市）及びリオネグロ州に限る

² 当該要請により我が国が新規の家畜衛生上の考え方の受入を必要とする場合、その他家畜衛生上の影響が大きい場合

³ 関連告示で規定する、特定の処理等を行った畜産物を指す。例：特定の国由来の加熱処理肉、脱骨熟成等を行った肉等。

である必要がある。

3. このため、家畜衛生部会には、アルゼンチンの要請に対応し、上記要件を満たすことができるか検討するために、アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入により口蹄疫が我が国に侵入するリスクを評価することについて調査審議いただきたい。なお、牛疫に関しては、2011 年に国際的な撲滅が宣言されているため、調査審議の対象としないこととする。
4. リスク評価の前提となる、アルゼンチン当局より質問票等を通じて入手した情報及び現地調査を通じて入手した情報を別紙のとおりまとめた。

Ⅲ. 参考情報

ウルグアイ（口蹄疫ワクチン接種国）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価（2018 年答申）

我が国において口蹄疫ワクチンを接種している地域からの牛肉の輸入に係るリスク評価を実施するのは 2 度目である。前回評価した際のリスク評価報告書には以下のとおり記載されている。

「ワクチン接種清浄国であるウルグアイの清浄性については、ワクチン非接種清浄国と全く同等と言えないことから、輸入を認める際は、法令上、ウルグアイを口蹄疫の清浄国・地域に位置付けるのではなく、暫定清浄国・地域とは位置付けず、上乘せのリスク管理措置が講じられたもののみを輸入可能とするよう規定することが適当である。」

評価結果を踏まえて改正された関連告示には、指定農場で飼養された牛に由来する肉を、指定施設で脱骨熟成することが、口蹄疫の発生を予防するために必要な措置として盛り込まれた。

アルゼンチン北部地域から生鮮牛肉を輸入することについて リスク評価に用いる情報

I 背景

1. アルゼンチン

アルゼンチンは、面積 278 万 km² (我が国の約 7.5 倍)、人口約 4623 万人の南アメリカ南部に位置する 23 の州及び 1 つの自治市からなる連邦共和国である。北は亜熱帯に属し、熱帯雨林が形成され、西にアンデス山脈、東に大草原（パンパ、国土の 25% を占める）がある。

大豆、小麦、牛肉、ワインなどの生産が盛んであり、牛肉の生産量は世界第 4 位（2022 年）である。メルコスール加盟国であり、南米諸国と経済交流がある。

2. 口蹄疫の発生状況

アルゼンチンは、2000 年に口蹄疫ワクチン非接種清浄地域として WOAHP に認定されたが、2000～2001 年に口蹄疫がまん延したため、WOAHP にステータスを差し止められた。その後 2008 年から 2014 年にかけて、参考資料 1 のとおり、順次 WOAHP によってワクチン接種/非接種清浄地域として認定められている。なお、最終発生は 2006 年 2 月のコリエンテス州である。

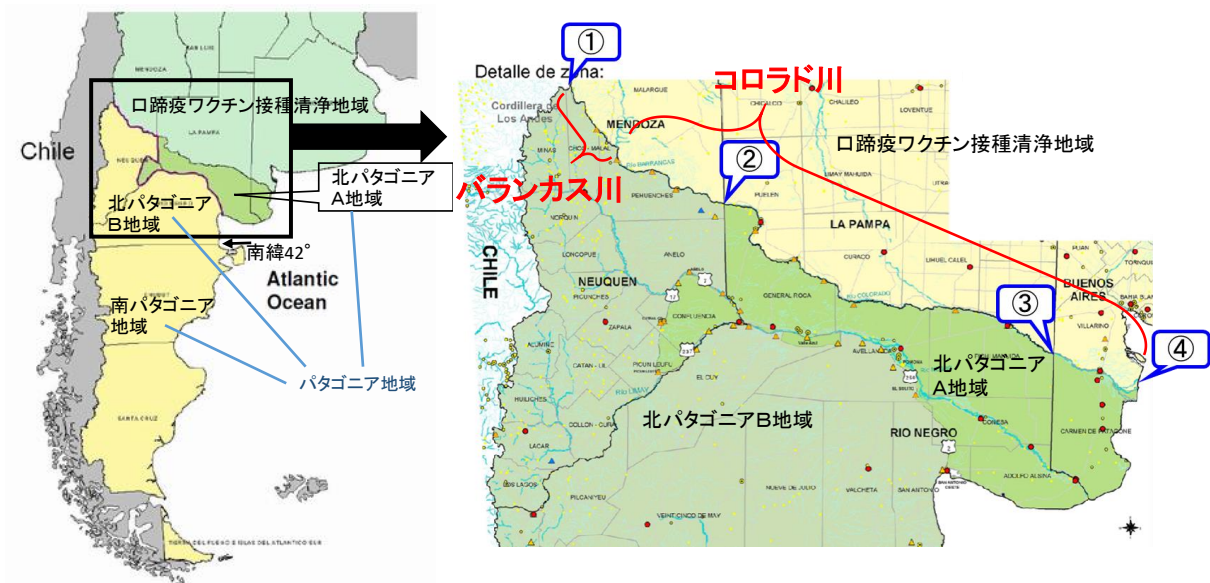
3. 要請事項

今般、アルゼンチン当局より WOAHP が口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認定している地域より、脱骨生鮮牛肉の対日輸入解禁を要請された。（以降、WOAHP によってワクチン非接種清浄地域として認定されている地域を「南部」、ワクチン接種清浄地域として認定されている地域を「北部」と言う。）

我が国は、アルゼンチン南部を 2018 年に牛疫及び口蹄疫清浄地域と認め、当該地域からの牛肉の輸入を解禁している。

今般評価の対象となる北部は、コロラド川及びその支流のバランカス川という自然障壁によって、南部と分離されている。（図 1 参照）また、チリ、ボリビア、パラグアイ、ブラジル及びウルグアイと国境を接している。（図 2 参照）いずれの国も WOAHP によって口蹄疫ワクチン接種/非接種清浄国として認定されているが、このうち、ボリビア、パラグアイ及びブラジルの一部は、我が国において牛疫及び口蹄疫の評価はなされていない。

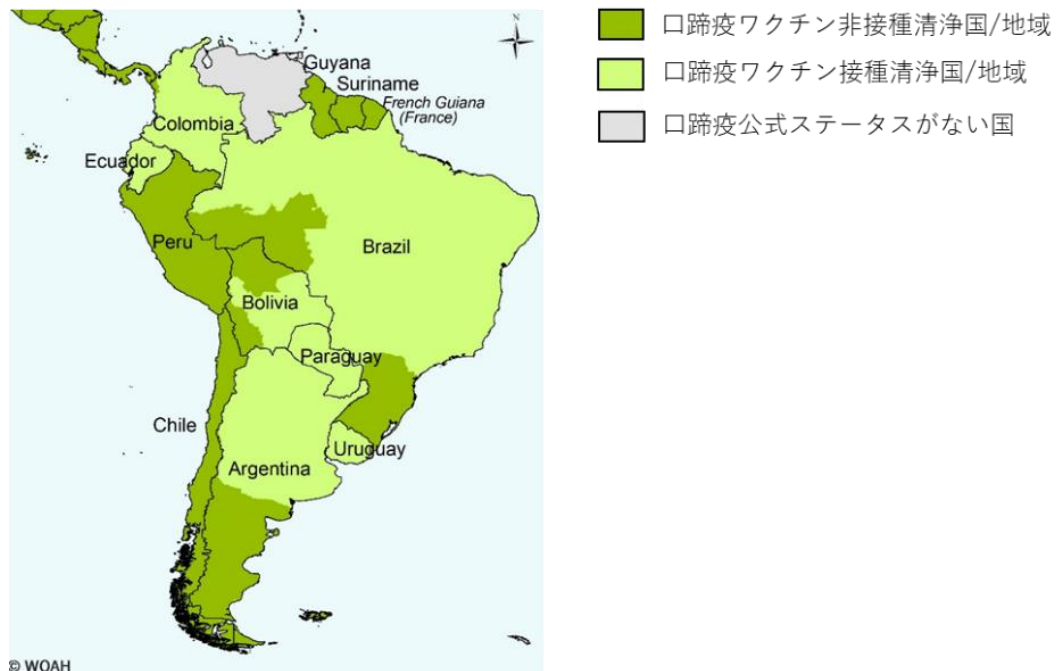
図1 北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）と南部地域（口蹄疫ワクチン非接種地域）の境界



北部と南部を隔離する地理的・物理的障壁

- ①～②： バランカス川及びコロラド川（メンドーサ州とネウケン州の州境）
- ②～③： コロラド川（ラパンパ州とリオネグロ州の州境）
- ③～④： コロラド川（ブエノスアイレス州内）

図2 WOAHによって認定された南米諸国の口蹄疫ステータス



II. 評価項目

1. 法制度及び獣医当局

(1) 法制度

動物衛生施行法（法律第 3959/1906 号）で動物衛生に係る獣医当局の枠組みを

規定し、口蹄疫法（法律第 24305/1993 号）で口蹄疫対策を規定した上で、口蹄疫に係る措置や制度の詳細を決議で規定している。

（2）獣医当局

経済省国家農畜産衛生管理機構（SENASA）が動物衛生行政及び関連法令の施行に責任を有しており、国内の動物及び畜産物の移動、輸出入にかかる検疫並びに動物用医薬品等の管理を担当している。

SENASA は、全国 14 の地域センター、347 か所の地方事務所を有し、地方レベルでも SENASA による施策の実施及び監視が十分に行き届く体制を構築している。

SENASA の動植物検査総局（DILAB）は、動物衛生及び食品安全に係る国立レファランスラボラトリーであり、WOAH の口蹄疫レファランスラボラトリーとしても認定されている。2006 年以降 ISO/IEC 17025:2005 の認定を受けており、口蹄疫及び獣医公衆衛生に係る汎アメリカセンター（PANAFTOSA）による研修及び診断施設間の能力検査にも参加している。

他にも SENASA には、10 の地域ラボラトリーが存在する。アルゼンチン国内で確認された口蹄疫を含む水疱性疾患の疑い事例の検査や家畜集団の免疫獲得状況の検査は、全て公的な試験施設で実施される。

2. 家畜の飼養状況及び衛生管理

アルゼンチンで飼養されている家畜の多くは牛である（2018 年時点で家畜に占める牛の飼養頭数は約 65%）。アルゼンチン全土で合計 5278 万頭の牛が飼養されており（2024 年）、32 万戸の牛飼養農家が存在する（2018 年）。その大部分（98%）が北部地域、中でも、最も生産性が高いパンパ地域で集中して飼養されている。

主に放牧による一貫飼育が行われている。家畜市場では、離乳後の子牛又は若牛が販売されるが、直接取引される場合も多く、家畜市場で販売される牛の数は全体の 10-15%である。

口蹄疫感受性動物を飼養する施設は、ワクチン接種や臨床観察するための適切な設備が設置されていなくてはならないとされている。また、飼養豚への非加熱の残飯給餌も法的に禁止されている。

動物を農場から別の農場又はと畜場に移動させる際には、輸送車両の洗浄・消毒の実施が義務付けられている。承認された洗浄施設で洗浄・消毒が実施されたことを示す輸送会社発行の証明書（車輛洗浄・消毒証明書）の携行が求められており、衛生防疫境界ポイントにおいて、輸送車両が当該証明書を携行していることを SENASA 職員が確認する。

3. 個体識別及びトレーサビリティ制度

全ての農場は、13 桁の数字からなる番号（RENSPA 番号）を付され、動物衛生管理システム（SIGSA）に登録される。

牛及び水牛については個体識別番号が賦与され、耳標により個体識別される。

家畜の移動の際には SIGSA を通じて発行される移動許可証が必要となり、違法な移動を回避すると共に、農場間の移動履歴やと畜場への出荷履歴を確認できる。

また、と畜場内において、SENASA のシステムを用いて、群（ロット）単位で個別の番号を伏して管理を行っている。

4. と畜場及び食肉処理施設等の管理運用体制

家畜市場やと畜場等といった関連施設もその大多数が北部地域に所在している。

全てのと畜場及び食肉処理施設等は操業に当たり SENASA の認定を受けることとされている。輸出用施設については、輸出先国が求める要件を満たしていることについて、SENASA が査察を含む確認を実施の上、認定することとされている。

また、と畜場には、関連法令に規定されるトレーニングを受けた SENASA 職員が常駐し、と畜前後検査を実施するとともに、生産工程を監督する。牛の輸出用と畜場においては、輸出先国が設定する条件に合わせて、脱骨、熟成、pH 測定といった工程を経ることとなっており、輸出先国が設定した条件を満たしていることを、SENASA の公的獣医官が監督及び確認している。

家畜市場も必ず SENASA の登録を受ける必要がある。毎回の家畜市場開催前に、SENASA 地方事務所職員が開催場所を訪問し、インフラ面の事前確認を行うこととなっている。家畜市場施設の敷地内又は周辺に SENASA 認定の家畜運搬車洗浄・消毒施設がなくてはならない。家畜市場には開始から終了まで SENASA 担当官が駐在し、動物搬入時に移動関連書類の確認を行うとともに、臨床観察を行い口蹄疫を含む家畜疾病の症状がないか確認を行う。

家畜運搬車は、家畜市場施設に搬入の際に、車輛洗浄・消毒証明書を SENASA の担当官に必ず提示しなくてはならない。家畜運搬車は、動物を積み降ろした後、前述の SENASA 認定の家畜運搬車洗浄・消毒施設において洗浄・消毒をされない限り新たな家畜を積載することはできない。

5. 検疫措置

(1) 輸入検疫

動物及び畜産物の輸入について、国際空海港及び国境地点に設置されている計 108 ヶ所の国境検疫ポストで SENASA による監視が行われている。

また、アルゼンチンは、偶蹄類動物及びそれ由来の畜産物の輸入に関し、WOAH により口蹄疫（ワクチン接種及び非接種）清浄と認められている国・地域からのみ輸入を認めている。さらに、WOAH にワクチン接種清浄と認定された国・地域由来の生鮮牛肉については、脱骨、リンパ節の除去、2℃で 24 時間以上の熟成がなされ、pH6.0 未満となっていること等を相手国に要求しており、WOAH コードに上乗せしたリスク管理措置を講じている。

また、近隣諸国において口蹄疫が発生した際には、速やかに警報を発出するための決議が採択され、国境での検査官を増員し対策を強化するとともに、発生国／地域からの輸入の停止を行う。

(2) 輸出検疫

アルゼンチンからの畜産物の輸出に当たっては、輸出先国が設定する条件に従うことが、関連法令により義務付けられており、SENASA の公的検査官が書類審査及び現物検査を行い、輸出条件が遵守されていることを確認したものについてのみ、最終輸出検疫証明書が発出される。

アルゼンチン国内で口蹄疫が発生した際には、速やかに WOAH 及び近隣諸国の獣医当局、貿易相手国、PANAFTOSA 等への通報が行われる。輸出検疫証明書を発行している現場の SENASA 事務所に対しても、専用の携帯電話及びインターネットを活用し、発生情報が速やかに周知され、疾病を媒介しうる製品の輸出は停止

される。

(3) 南部と北部の境界線における検疫

パタゴニア地方との境界に 12 カ所の検疫ポストが存在し、SENASA 職員が南部と北部間の畜産物等の検疫を実施している。

SENASA は、ワクチン接種清浄地域である北部地域から、ワクチン非接種清浄地域であるパタゴニア地域への家畜及び畜産物の持ち込みを厳格に取り締まっている。アルゼンチン国内のワクチン接種地域からパタゴニア地域への感受性動物の導入は、ワクチン接種を受けたか否かを問わず禁止されている。また、畜産物も移動が制限又は禁止されている。

6. 検査診断体制

口蹄疫検査及び診断は DILAB が行う。ウイルス学的検査（ウイルス分離、ウイルス型別・同定）及び血清学的検査（ELISA、ウイルス中和試験、ウエスタンブロット等）を行うことができる。

疑い事例の検体を接受した場合、野外感染とワクチン抗体を識別可能な ELISA で陽性となった検体について、ウイルス培養を行い、PCR により確定診断を行う。

なお、後述する血清学的サーベイランスにおいては、抗体保有率を確認する目的で LP-ELISA を実施するとともに、口蹄疫ウイルス循環の有無を確認するために 3 ABC ELISA/EITB を実施している。

7. 口蹄疫ワクチン接種プログラム

アルゼンチン北部地域では、対象地域の全ての牛と水牛に口蹄疫ワクチン接種が行われている。牛及び水牛以外の感受性動物の口蹄疫ワクチン接種は行っていない。なお、牛の飼養密度が非常に低く、牛の出入りもないアルゼンチン北西部の限られた地域では、例外的にワクチン接種を行っていない。ワクチン接種計画は、SENASA が各地域センターと連携して決定し、実際の遂行は、SENASA が家畜衛生組織（ENTE）という非営利団体に委託している。ワクチンの製造・販売・使用に関する規制は SENASA が行い、ワクチンの流通・販売・接種・管理は ENTE に委託している。ワクチン接種は ENTE に委託されるが、実際に接種する者は SENASA の認定を受けていなければならない。SENASA は、ワクチン接種者となる民間獣医師等を訓練、認定及び登録する。ENTE は、ワクチン接種後 1 週間以内にワクチン接種情報を SIGSA に入力する。

接種されているワクチンは、SENASA が定めた基準を満たす施設で製造され、DILAB による国家検定に合格したものである。対象は、01 Campos, A24 Cruzeiro, A Argentina 2001 及び C3 Indial と定められている。ただし、2025 年 3 月 1 日以降は、C3 Indial を対象より除外する予定⁴。

また、ワクチン接種地域においては、ワクチン接種による抗体保有率の確認を目的としたサーベイランスが実施されている。異なる年齢の牛を対象に、特定の血清

⁴ 2017 年に PANAFOTSA が実施したリスク評価の結果、南アメリカにおける血清型 C のウイルスによる口蹄疫のリスクは無視できるとされたこと、ベネズエラを除く南アメリカの大多数の国が WOAHP によって口蹄疫清浄国として認定されていること等を理由に挙げている。血清型 C ウイルスによる口蹄疫の発生は、2004 年のケニアとブラジルでの発生を最後に確認されておらず、当該ウイルスは世界的に撲滅されたのではとの話も上がっている。

型（A 及び 0）の口蹄疫ウイルスに対する抗体価を LP-ELISA を用いて測定している。2023 年は、690 農家、11040 検体について検査をし、全体の 85%が 0 型に対して、また、89.6%が A 型に対して、十分な抗体を保有していた。

8. 口蹄疫サーベイランス

（1）パッシブサーベイランス

アルゼンチン全土において、2022 年から 2023 年にかけて水疱性疾患の疑い通報事例が 11 件あった。いずれも、口蹄疫は否定され、その多くが伝染性膿疱性皮膚炎と診断された。

（2）アクティブサーベイランス

SENASA が作成するサーベイランス計画に基づき、北部地域のワクチン接種動物（牛／水牛）を対象に、口蹄疫ウイルス循環の有無を確認するための血清学的サーベイランスが行われている。

サーベイランス計画に従い、口蹄疫感染リスクが高いと考えられる群がサンプリングの対象となる。全てのサンプルは SENASA の公的獣医官によって採取され、アルゼンチンにおける口蹄疫のリファレンスラボラトリーである DILAB で検査が行われる。3 ABC ELISA を用いて非構造タンパク質に対する抗体を検出する。当該検査で陽性になった個体について EITB を実施し、さらに陽性となった場合には農場立ち入り、プロバング検査等の追加サンプリングを含むフォローアップ検査が実施されるという体制が構築されている。なお、サーベイランスの対象地域や対象農場州は毎年変更されている。

2022 年は 348 農場、5275 検体について、2023 年は、338 農場、5218 検体について検査が実施された。いずれの検体も 3 ABC ELISA 陰性となり、口蹄疫ウイルスの循環は否定されている。

9. 口蹄疫発生時の対応

アルゼンチンにおいて、口蹄疫は、法律により通報対象疾病とされており、口蹄疫感受性動物の所有者、飼養管理者、輸送担当者は、口蹄疫が疑われる動物について直ちに SENASA に通報する。SENASA は通報後 12 時間以内に農場に立ち入り検査を行い、口蹄疫の可能性があると判断した場合には、確定診断のため、血液及び水疱上皮又は咽頭拭い液等のサンプルを採取し DILAB に送付する。

口蹄疫と確定診断されると、SENASA 決議第 3/2007 号により策定された口蹄疫封じ込め計画に従い防疫対策が講じられる。制限区域の設置（周辺エリア 3km、サーベイランスエリア 10km～）、隔離・検査の実施、移動制限、発生農場の感受性動物の殺処分、疫学調査等を実施することとされている。移動制限措置を解除するためには、発生農場における殺処分が終了し、農場の洗浄・消毒が終了してから 30 日以上が経過し、周辺エリアやサーベイランスエリア内の農場における血清学的サーベイランスの結果により、続発がないことが確認されなければならないとされている。

10. 野生動物管理

アルゼンチンに生息する、口蹄疫の感受性動物は、シカ（アンデスシカ、マザマシカ、アメリカヌマシカ）、イノシシ、ペッカリー等である。野生動物の血清学的

検査が実施されており、2009 年から 2018 年に検査された、シカ 251 検体、イノシシ 471 検体及びペッカリー111 検体、全てが口蹄疫陰性であった。